

令和4年度

**京都地方税機構
一般会計歳入歳出決算審査意見書**

京都地方税機構監査委員

目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の方法	1
第 4	審査の結果	1
第 5	審査の概要	2
第 6	実質収支に関する調書	7
第 7	財産に関する調書	8
第 8	意見	9

表記に関する注意事項

- 1 文中に用いる金額は、原則として 10,000 円未満を切り捨てて表示した。
- 2 千円単位で表示している表中に用いる金額は、特に記載がない限り、1,000 円未満を四捨五入して表示したため、総数と内訳の合計額等が一致しない場合がある。
- 3 文中及び表中に用いる比率は、特に必要があるものを除き、小数点以下第 2 位で四捨五入したため、構成比については、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

令和4年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算審査意見書

第1 審査の対象

令和4年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算

第2 審査の期間

令和5年6月から令和5年7月まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び付属書類が関係法令に準拠して作成されているかどうかを確認するとともに、これらの計数について関係諸帳簿及び関係資料を照合審査し、併せて関係職員から説明を聴取した。

第4 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書、諸調書は、いずれも関係法令に準拠して作成され、いずれも決算計数に相違ないことを確認した。

予算執行及び財産管理については、適正に行われていると認められた。

なお、審査の概要及び意見は次に述べるとおりである。

第5 審査の概要

1 決算収支の状況

令和4年度の決算額は、予算現額25億2,158万円に対して歳入額24億6,869万円、歳出額24億6,770万円で、予算現額に対する割合は、歳入97.9%、歳出97.9%となっている。

決算収支についての状況は、第1表のとおりである。

第1表 決算収支の状況

(単位：千円、%)

区分		年度	4年度
予算現額		A	2,521,581
歳入額		B	2,468,699
歳出額		C	2,467,700
形式収支 (B - C)		D	999
翌年度に繰り越すべき財源		E	0
実質収支 (D - E)		F	999
予算執行率	歳入 (B / A)		97.9
	歳出 (C / A)		97.9

令和4年度の決算収支は、形式収支において99万円の黒字になっており、翌年度に繰り越すべき財源はないため、実質収支は99万円の黒字となっている。

2 決算の状況

(1) 歳入

歳入予算の執行状況は、第2表のとおりである。

第2表 款別の収入状況

(単位：千円、%)

科目	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	予算現額 に対する 収入率	収入済額の 構成比
負担金	2,513,419	2,459,996	2,459,996	0	0	97.9	99.6
繰越金	975	975	975	0	0	100.0	0.0
諸収入	7,187	7,729	7,729	0	0	107.5	0.3
計	2,521,581	2,468,700	2,468,700	0	0	97.9	100.0

歳入の決算状況は、予算現額25億2,158万円（当初予算額23億3,279万円、補正予算額1億8,878万円）に対し、調定額、収入済額はともに24億6,870万円で、予算現額に対する収入率は97.9%である。

主な補正項目は、運営経費負担金の増額（1億8,747万円）である。

収入済額の内訳は、負担金24億5,999万円、繰越金97万円、諸収入772万円となっており、款別構成比率は、負担金99.6%、繰越金0.0%、諸収入0.3%となっている。

<款別状況>

第1款 負担金

(単位：千円、%)

区分	令和4年度	令和3年度	比較増減
予算現額	2,513,419	2,537,408	△23,989
調定額	2,459,996	2,485,778	△25,782
収入済額	2,459,996	2,485,778	△25,782
不納欠損額	0	0	0
収入未済額	0	0	0
予算現額に対する収入済額の増減	△53,423	△51,630	△1,793
予算現額に対する収入済額の割合	97.9	98.0	△0.1

ほぼ予算現額どおり収入している。

前年度と比較すると収入済額で2,578万円の収入減となっているが、これは、人件費が減少したこと等のためである。

第3款 繰越金

(単位：千円、%)

区分	令和4年度	令和3年度	比較増減
予算現額	975	1,262	△287
調定額	975	1,263	△288
収入済額	975	1,263	△288
不納欠損額	0	0	0
収入未済額	0	0	0
予算現額に対する収入済額の増減	0	1	△1
予算現額に対する収入済額の割合	100.0	100.1	△0.1

予算現額どおり収入している。

令和3年度決算の結果、実質収支が97万円の黒字となったため、令和4年度

に繰越金として収入しているものである。

第4款 諸収入

(単位：千円、%)

区分	令和4年度	令和3年度	比較増減
予算現額	7,187	7,104	83
調定額	7,729	7,726	3
収入済額	7,729	7,726	3
不納欠損額	0	0	0
収入未済額	0	0	0
予算現額に対する収入済額の増減	542	622	△80
予算現額に対する収入済額の割合	107.5	108.8	△1.3

滞納処分費が見込額を上回ったこと等のため、予算現額に対し、54万円の収入増となっている。

前年度と比較すると収入済額で3千円の収入増となっている。

(2) 歳出

歳出予算の執行状況は、第3表のとおりである。

第3表 款別の歳出状況

(単位：千円、%)

科目	予算現額	支出済額	不用額	予算現額 に対する 執行率	支出済額の 構成比
議会費	1,923	1,371	552	71.3	0.1
総務費	2,518,658	2,466,329	52,329	97.9	99.9
予備費	1,000	0	1,000	0.0	0.0
計	2,521,581	2,467,700	53,881	97.9	100.0

歳出の決算状況は、予算現額25億2,158万円（当初予算額23億3,279万円、補正予算額1億8,878万円）に対し、支出済額は24億6,770万円で予算現額に対する割合（執行率）は97.9%、不用額は5,388万円である。

主な補正項目は、各構成団体からの派遣職員の人件費の増額（2億2,708万円）、システム関係経費の減額4,318万円）等である。

支出の主な内容は、議会費においては、議員報酬、旅費、会議室賃借料であり、総務費においては、派遣職員の人件費負担金の他、電算システムの賃借料、運用・保守料等の事務経費であり、支出済額の大部分は、総務費が占めている。

<款別状況>

第1款 議会費

(単位：千円、%)

区分	令和4年度	令和3年度	比較増減
予算現額	1,923	1,923	0
支出済額	1,371	1,609	△238
不用額	552	314	238
予算現額に対する支出済額の割合	71.3	83.7	△12.4

予算現額に対する支出済額の割合は71.3%で、55万円の不用額が生じている。

第2款 総務費

(単位：千円、%)

区分	令和4年度	令和3年度	比較増減
予算現額	2,518,658	2,542,851	△24,193
支出済額	2,466,329	2,492,182	△25,853
不用額	52,329	50,669	1,660
予算現額に対する支出済額の割合	97.9	98.0	△0.1

予算現額に対する支出済額の割合は97.9%で、派遣職員人件費の実績減、システム関係経費の委託費の減等により、5,232万円の不用額が生じている。

前年度と比較すると支出済額で2,585万円の減となっているが、これは派遣職員の人件費が減少したこと等によるものである。

第6 実質収支に関する調書

審査に付された実質収支に関する調書は、関係法令に準拠して作成され、計数は正確であると認められた。

第7 財産に関する調書

財産等の当該年度における異動及び当該年度末現在高の状況は、第4表及び第5表のとおりである。

なお、債権及び基金はない。

第4表 物品

(単位：点)

区分	年度中増加高	年度末現在高
共同徴収支援システム機器	0	1
京都府・市町村共同利用型審査システム機器	0	1
課税事務共同化共通基盤システム機器	0	1
京都府・市町村共同利用型国税連携受信サーバ機器	0	1

(注) 本表は、1品100万円以上の備品を対象としている。

第5表 その他

(単位：円)

区分	年度中増加高	年度末現在高
両替用現金	0	1,000,000

(注) 平成22年度中において、両替用現金100万円を取得している。

第8 意見

以上が、令和4年度京都地方税機構一般会計の運用状況の審査概要である。

税機構は、平成22年に滞納整理業務を本格的に開始し、課税事務も法人関係税、自動車関係税、固定資産税（償却資産）と共同化を進めることによって納税や申告窓口の一元化で納税者の利便性が向上するとともに、税收確保や徴税コスト削減の面でも大きな成果を上げている。

昨今の税を取り巻く環境は、コロナ禍からの企業業績の回復や個人消費の持ち直しなどで、過去最高を更新した国税のように税收が増える状況も見られるが、反面、長引く物価高騰などで、住民の暮らしや事業継続に対する支援、また、少子高齢化や人口減少への対応といった行政ニーズは高まっており、これらに応えるための財源確保が大きな課題となっている。

こうした状況にあって、移管された税業務を構成団体に代わって執行する税機構の役割は益々大きくなっており、税機構においては、引き続き、業務を法令等に基づき適正に、そして、これまでも増して効果的・効率的に執行することで、公平・公正な税務行政の推進はもとより、各構成団体の財政運営に更に資するよう努められたい。